

お客様各位

株式会社 沖縄海邦銀行  
〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

## 「新カードローン規定」「当座貸越型マイカーローン規定」の制定、 「カードローン規定」一部改定のお知らせ

平素は沖縄海邦銀行（頭取 新城一史）をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当行では、令和5年11月1日よりカードローン新商品の取扱いを開始するにあたり、「新カードローン規定」「当座貸越型マイカーローン規定」を定型約款として新たに制定いたします。  
また、「カードローン規定」について、WEB通帳による取引方法の追記や文言の統一などにより、一部内容を改定いたしますので、併せてお知らせいたします。

### 記

1. 制定する規定
  - (1) 新カードローン規定
  - (2) 当座貸越型マイカーローン規定
2. 制定日
  - (1) 令和5年11月1日（水）

1. 改定する規定
  - (1) カードローン規定
2. 改定日
  - (1) 令和5年11月1日（水）

※改定内容は、新旧対比表をご確認のほど、お願いいたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。
3. 令和5年11月1日（水）より適用となる各規定の内容詳細については、規定一覧のページをご覧ください

以上

【お問合せ先】  
営業統括部 リテール戦略担当  
担当：金城・仲田  
TEL：(098) 867-2124

## カードローン規定 新旧対比表

改正前	改正後
<p>借主は、利用申込書記載の保証会社（以下「保証会社」という）の保証のもと、株式会社沖縄海邦銀行（以下「銀行」という）とのカードローン取引をすることについて、次のとおり契約します。なお借主は、カードローン契約は銀行が借主に現実に金銭を交付したときに成立し、その効力を生じることと同意します。</p>	<p>借主は、利用申込書記載の保証会社（以下「保証会社」という）の保証のもと、株式会社沖縄海邦銀行（以下「銀行」という）とのカードローン取引をすることについて、次のとおり契約します。</p>
<p>第2条（取引方法）</p> <p>3. カードを使用して取引を行う場合、現金自動預入支払機（以下「ATM」という）および現金自動支払機（以下「CD」という）の取扱については、別に定める「ローンカード規定」によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、カードローン専用通帳、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に表示してこの取引を行うものとします。</p>	<p>第2条（取引方法）</p> <p>3. カードを使用して取引を行う場合、現金自動預入支払機（以下「ATM」という）および現金自動支払機（以下「CD」という）の取扱については、別に定める「ローンカード規定」によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、カードローン専用通帳、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に表示してこの取引を行うものとします。但し、返済用預金口座としてWEB通帳を利用している場合は提示不要とする。</p>
<p>第3条（取引期限等）</p> <p>1. 借主がこの取引により当座貸越より受けられる期限（以下「取引期限」という）は、この契約の締結の日から1年後の応当日の属する月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）とします。ただし、この期限までに銀行または借主から期限を延長しない旨の申出がなかった場合は、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 取引期限までに銀行または借主から期限を延長しない旨の申出があった場合は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 期限の到来によりこの取引は終了し、借主は貸越元利金全額を直</p>	<p>第3条（取引期限等）</p> <p>1. この取引の期限（以下「取引期限」という）は、この契約の締結の日から1年後の応当日の属する月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）とします。ただし、この取引期限までに銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申出がなかった場合は、この取引期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 取引期限までに銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申出があった場合は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 取引期限の到来によりこの取引は終了し、借主は貸越元利金全額</p>

ちに返済します。

(3) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

3. 前2項に関わらず、この契約については、銀行が定める満年齢の誕生日以降に到来する取引期限をもって期限の延長は行わず、借主は貸越元利金全額を直ちに返済します。ただし銀行が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条（利息・損害金・利率の変更）

3. 変動金利の特約がある場合、金融情勢の変化その他相当の事由があると銀行が判断した場合には、別紙に記載された変動金利の特約で定められた内容に基づいて、利率の変更ができるものとします。変動金利の特約が無い場合、借入要領記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率および損害金率を、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。なお、この内容の変更は、銀行の店頭等に掲示するものとし、借主は銀行が借主への通知を行わないことに同意します。

4. 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して利率を優遇した場合は、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。

を直ちに返済します。

(3) 取引期限に貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

3. 前2項に関わらず、この契約については、銀行が定める満年齢の誕生日以降に到来する取引期限をもって取引期限の延長は行わず、借主は貸越元利金全額を直ちに返済します。ただし銀行が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条（利息・損害金・利率の変更）

3. 固定金利の適用については、借入要領に定めた適用利率で固定するものとします。

4. 変動金利の適用利率は本契約日以降、銀行の定める短期プライムレートに連動する銀行の長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」）の変動に伴って基準金利の変動幅と同一幅で上げられ、または下げられるものとします。なお、基準金利が廃止された場合には、基準金利を一般に行なわれる程度のものに変更することに同意します。

5. 前項により変更された借入利率の適用は、基準金利変更日を基準として、基準日以降最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日とします。

6. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率および損害金率を、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。なお、この内容の変更は、銀行の店頭等に掲示するものとし、借主は銀行が借主への通知を行わないことに同意します。

7. 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して利率を優遇した場合は、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。

第7条（約定返済）

- 借主は貸越極度額または前月約定返済日の貸越残高に応じた利用申込書記載の約定返済金を返済します。
- 前項に関わらず前条により計算した利息額が、前月約定返済日後の貸越残高に応じた前項の約定返済金を上回る場合には、前項によらずその計算された利息額を返済額とします。また、前条により計算された利息額と前月約定返済日後の貸越残高合計額が前項に定める約定返済金に満たない場合には、その合計額を返済額とします。

第7条（約定返済）

- 借主は貸越極度額または当月約定返済日の前日の貸越残高に応じた利用申込書記載の約定返済金を返済します。
- 前項に関わらず第5条1項により計算した利息額が、当月約定返済日の前日の貸越残高に応じた前項の約定返済金を上回る場合には、前項によらずその計算された利息額を返済額とします。また、第5条1項により計算された利息額と当月約定返済日の前日の貸越残高合計額が前項に定める約定返済金に満たない場合には、その合計額を返済額とします。